

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

「日本一の梅の里」みなべの元気で優しいまちづくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県 ・ 日高郡みなべ町

## 3 地域再生計画の区域

和歌山県日高郡みなべ町の全域

## 4 地域再生計画の目標

みなべ町は、和歌山県（紀伊半島）の西部海岸沿いのほぼ中央部に位置し、平成16年10月1日に旧南部町と旧南部川村とが合併してできた人口14,852人（平成17年3月31日現在）、総面積約120平方kmの町である。年間の平均気温が17.7度と太平洋の黒潮暖流の影響により冬は比較的暖かく積雪もほとんどなく、紀州特有の海岸美は県立自然公園に指定され、景勝地として有名であり、海岸線に沿う砂浜は地元住民の憩いの場でもある。

町内の産業は農業・林業・漁業がほとんどであり、なかでも特産物である「紀州みなべの梅」により、当町は日本一の梅の産地として有名であり、特に、春先の梅の開花期には多くの観梅客で賑わい、梅生産は町の大きな産業の柱として位置づけている。本町は役場内に「うめ課」を設置し、「みなべ町」ブランドの南高梅がこれからも日本中の人々に愛されるよう、みなべ町あげて努力しているところである。また、同じく日本一の産地である「紀州備長炭」は、燃料用として用いられるだけでなく、最近では脱臭剤や病害虫除去材として用いられたり、湿気を調整する作用を応用して建築分野でも活用され始めるなど、環境保全の観点から見直されている状況である。

このように、地域の特産品が多く恵まれた環境にある本町であるが、近年では、少子高齢化（65歳以上の高齢者が24%を占める）が進行しており、地域の高齢化は、病院や役場など主要施設へのアクセス条件の改善や、救急車等の緊急車両進入路の確保など、高齢者が安心して暮らせる町づくりへの住民のニーズの増加をもたらすところとなっている。

また、集落は山間部に点在しており、山間部での交通手段は車しかなく、集落間は町道や林道が連絡しているものの数が少なく山間部を縫うように連絡しており、屈曲部や狭所、不安定法面などが多く、走行性や安全性が低い対向や大型車の通行が困難で整備が必要とされている。また、旧南部町と旧南部川村を連絡する幹線道も少なく、地域間の交流が進まない状況となっている。

さらに、林業の担い手不足を主因とする未整備森林の増加とそれに伴う山地災害の増加、

災害時における連絡路の確保が地域の大きな問題となっており、大型運搬車両等の使用が可能な林道の整備は、梅や炭の生産に対しても、より効率化を図るためにも必要となっている。

このため、本町の重要な道路である町道及び林道を一体的に整備することにより、集落間及び集落から主要施設までのアクセス時間の短縮及び通行の安全性を確保し、災害時の連絡路の確保など生活環境を改善する。

また、特に林道を整備することは森林へのアクセスを軽減し、森林整備の促進による森林の持つ水源涵養等の公益的機能の強化とともに、特産品である備長炭の原料となるウバメガシの良好な生育環境の維持管理にも資するものである。この紀州備長炭を中心とした炭焼き産業は、本町において山の資源を最も巧みに活用した文化でもあり、風土に根ざした産業として、地域経済に大きく貢献してきたところであり、近年の旺盛な需要環境の中、後継者の養成と併せて、原料のウバメガシ林の育成を重点課題としている。

そして、日本一の梅と備長炭のみならず、みなべの町もそこに住む人々や訪れる人々から、「日本一住みやすい」と言われる町を目指す。

(目標1) 林業の振興と地域環境の改善(森林整備率 230%)

(現在森林整備面積10.24 ha/5年 計画森林整備面積23.55 ha/5年)

(目標2) 道路、林道整備による拠点施設へのアクセス改善

(主要公共施設(病院等)への所要時間10分短縮)(現行40分)

## 5 目標を達成するために行う事業

### (5-1) 全体の概要

町道新殿開南部川線(橋梁)を集中的に整備することにより、南部川右岸側に位置する地区については中心地への生活道路にもなり、南部インタ-へのアクセス道路にもなる。又、農業振興・農産物の流通経路としての機能もはたせる。

町道滝線については、山間部の幹線道路である国道424号と、本地区にある集落や各公共施設を最短ルートで結ぶ重要な生活道路である。今回の整備により、車両の大型化にも対応できる。

林道東神野川木の川線については、除間伐を中心とした森林施業はもとより、天然林についても紀州備長炭の原木林の維持造成に努める。又、当林道は、国道424号が被災した場合の迂回路としても利用でき、地域生活基盤の安定を図るうえでも重要である。

町道新殿開南部川線	道路法第8条第1項に規定する町道に平成14年6月4日に認定
-----------	-------------------------------

町道滝線	道路法第8条第1項に規定する町道に昭和61年1月10日に認定
------	--------------------------------

林道東神野川木の川線	森林法に基づく紀中地域森林計画(平成13年4月1日樹立)に記載
------------	---------------------------------

( 5 2 ) 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[ 施設の種類 ( 事業区域 ) 事業主体 ]

- ・町道 ( みなべ町 ) みなべ町
- ・林道 ( みなべ町 ) みなべ町

[ 事業期間 ]

- ・町道 ( 平成 1 7 年 ~ 2 1 年度 ) 林道 ( 平成 1 7 年 ~ 2 1 年度 )

[ 整備量及び事業費 ]

- ・町道 0 . 5 4 k m 林道 4 . 8 k m
- ・総事業費 2 0 億 2 千万円
  - 町 道 1 3 億円 ( うち交付金 6 億 5 千万円 )
  - 林 道 7 億 2 千万円 ( うち交付金 3 億 6 千万円 )

( 5 3 ) その他の事業

( 5 - 3 - 1 ) 基本方針に基づく支援措置

該当なし

( 5 - 3 - 2 ) 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

地域の産業の振興のための取組み

- ・うめ課の活動として、

全国で唯一、みなべ町役場に「うめ課」を設置しており、梅の情報を全国に発信している。具体的には、関東・京阪神地域を中心とした量販店での店頭販売や加工講習会、イベント等を通じた P R の開催、みなべ町の施設の「うめ振興館」を中心に梅の歴史、文化、サイエンスなど様々な視点から紹介し情報発信をしている。

- ・紀州備長炭の生産体制整備の展開

製炭者の高齢化に対応した、後継者の養成活動として、製炭窯の構築をはじめとした製炭技術の習得のための研修会を開催

## 6 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 平成 2 1 年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関において「地域再生協議会 ( 仮称 ) 」を設立し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし